

大阪ホーチミン社労士事務所本店新聞

VĂN PHÒNG TƯ VẤN LAO ĐỘNG VÀ BẢO HIỂM XÃ HỘI OSAKA- HỒ CHÍ MINH tru sở chính

日本とベトナムの労務管理に関する情報新聞



発行所：〒531-0072 大阪府大阪市北区豊崎 3-20-9-705

連絡先電話：06-6131-4922 F A X：06-6131-4933 Email：「info@ocsr.jp」

この新聞は大阪ホーチミン社労士事務所がお送りする労務管理に関する情報提供用労務管理新聞です。
名刺交換をさせていただいた方などにも配布させていただいております。

今後新聞が不要であれば、お手数ですが口にチェックを入れ、ご氏名をご記入の上、上記まで FAX をご送信ください。

→口ご氏名：

【5月は「大量の追加払と毎月勤労統計」です】

統計が間違っていて、大量の追加払が始まります。
また「毎月勤労統計」とはなんでしょうか？

★追加払いの対象は？

→下記が主な追加払の対象です。

「労災保険」と「雇用保険」が対象です。

1) 以下の給付を、2004年8月以降に受給された方

- ・基本手当、高年齢求職者給付、特例一時金
- ・就職促進給付
- ・高年齢雇用継続給付
- ・育児休業給付、介護休業給付
- ・教育訓練支援給付金

2) 以下の給付を、2004年7月以降に受給された方

- ・傷病（補償）年金
- ・障害（補償）年金
- ・遺族（補償）年金
- ・休業（補償）給付 など

★追加払はいつから始まりますか？

1) 過去分

- ・労災保険：2019/9月以降
- ・雇用保険：2019/11月以降

2) 現在分

- ・労災保険：2019/5月以降
- ・雇用保険：2019/3月以降

ハガキで連絡が来て、原則新しい手続は不要です。

★問題の「毎月勤労統計」とは？

この統計で「労働時間数」「1人あたりの現金給与総額」物価変動の影響を差し引いた「実質賃金」などを公表しています。

調査結果は「国内総生産(GDP)の算出」「失業手当の支給額算定」などに用いられています。

実務上は、この「実質賃金」や「GDP」の数字が、実態より下回っていたことが問題になっています。

政府は「実質賃金が上がっていて、景気も上向」と発表していました。

しかし根拠となっていた統計を見直すと「実質賃金が下がっていた」状態でした。

↓ベトナムのビール（だいたい1本100円）



【編集後記】

ミャンマーを訪問2

「ビルマの豎琴」をご存じですか？



「ビルマの豎琴」は、竹山道雄が執筆した児童向けの作品です。

第二次世界大戦でのビルマを舞台とし、日本兵をモデルとしています。

1946年の夏から書き始め童話雑誌「赤とんぼ」に1947年3月から1948年2月まで掲載されました。

ビルマ（現在のミャンマー）を舞台としています。

市川崑の監督によって、1956年と1985年に2回映画化され、各国語にも訳されています。

これをミャンマーを訪問した後で、後日ミャンマーの友達に見てもらったところ・・・驚くようなことがありました・・・

なんと「本作の海外ロケ地はビルマでなくタイ」これは制作当時、ビルマが騒乱状態で治安がく、ロケが不可能だったためだそうです。

また「出演しているビルマ人は、ほとんどタイ人」これも同じ理由です。

最後に、この映画で出家し僧になった主人公の水島上等兵（中井貴一）が豎琴を奏でる場面があります。

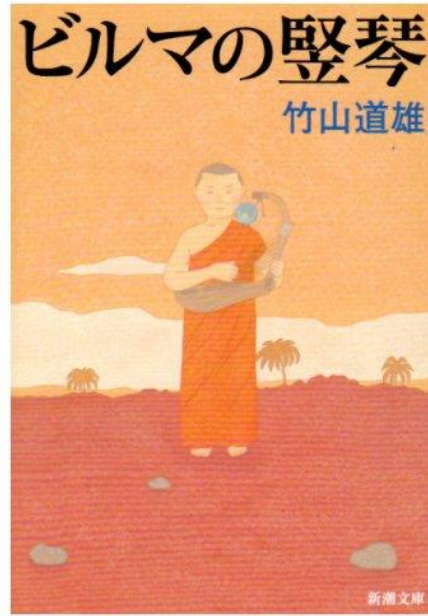
しかし、現地の上座部仏教では、出家者（僧侶）は、戒律により音楽演奏は禁じられています。

そのため、後年大阪人情喜劇の会が制作した舞台演劇「ミャンマーの唄声」では

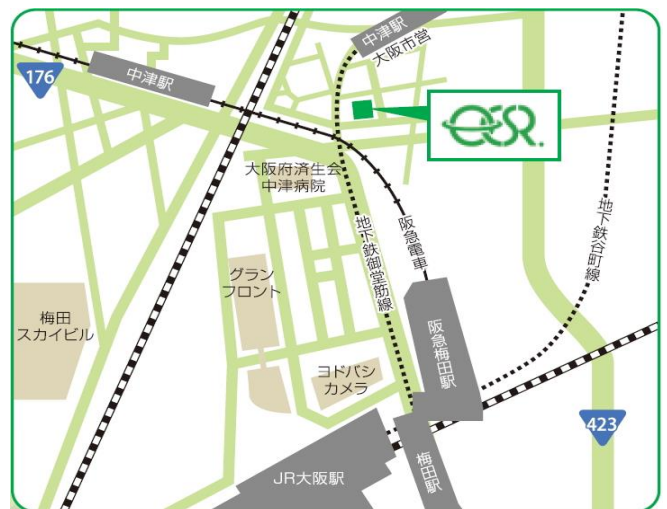
「水島はあんなに好きだった音楽を捨ててまで僧になった」

という設定となったそうです。

驚きの連続でした・・・



大阪ホーチミン社労士事務所本店
代表社労士 森啓治郎



【発行・編集】

大阪ホーチミン社労士事務所 本店
大阪市北区豊崎3-20-9-705

メール「info@ocsr.jp」

F A X 「06-6131-4933」